

令和6年度

経済福祉常任委員会会議録

令和6年11月20日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和6年度

経済福祉常任委員会

令和6年11月20日（水曜日）第1号

◎案件

調査事件9 国民健康保険事業の運営について

◎出席委員（5名）

委員長	佐藤孝男	副委員長	小鹿昭義
委員	平沼昌平	委員	平野隆雄
委員	溝部幸基		

◎欠席委員（0名）

◎委員外議員（1名）

議員 熊野茂夫

◎出席説明員

副町長	小鹿一彦	福祉課長	佐藤和利
町民課参事	古一直喜	福祉課長補佐	吉澤裕治
福祉課国民健康保険係長	尾崎司宙		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	山下貴義
会計年度任用職員	熊谷治子		

○委員長(佐藤孝男)

おはようございます。

ただいまから、経済福祉常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は、調査事件9 国民健康保険事業の運営についてであり、資料等は皆様のお手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、副町長のあいさつを行います。

小鹿副町長。

○副町長(小鹿一彦)

改めまして、おはようございます。

本日は、町長が東京へ出張中のため、代わって私の方から経済福祉常任委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、経済福祉常任委員会へご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の調査事件は、国民健康保険事業の運営についてでございます。

調査事件9の国民健康保険事業の運営については、令和5年度の決算状況と令和6年度の運営状況について、及びこれから予定されている被保険者証廃止に関連した条例改正や来年度の税率改正までのスケジュールなどとなっております。

詳細につきましては、このあと担当課長の方から資料の内容を説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、経済福祉常任委員会の開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(佐藤孝男)

副町長のあいさつを終わります。

これより、調査事件に入りますが、まず調査の方法について説明を致します。

最初に、資料の説明を受け、不明な点や疑問な点についての説明員に対する質疑を行います。

質疑が終了した段階で、調査内容について説明員と意見交換を行います。意見交換が終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとり、休憩中に論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。

その後、最終的な委員会意見のまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(佐藤孝男)

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、調査事件9 国民健康保険事業の運営についての調査に入りますが、あらかじめ調査内容について簡単にご説明いたします。

町では、国民健康保険事業の運営にあたって、令和4年度に保険税の税率について、広域化に伴う保険料水準の統一を図ることを目的に大幅な税制改正を実施しております。

最終的には令和12年度の市町村統一保険料を図るため、税率を毎年度見直し、必要に応じて改正することとしており、このたび、町より令和6年度の国民健康保険事業の運営状況と、令和7年度の税率改正に向けた資料が示されましたので、本日はその内容を調査するものです。

それでは、調査事件9 国民健康保険事業の運営についてを議題といたします。

説明員から資料の説明を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

それでは、資料の3ページをお開きください。

調査事件9 国民健康保険事業の運営について。

1、国民健康保険特別会計の決算状況について。

令和5年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入は6億1,584万6千円、歳出は6億708万4千円で、収支差引は876万2千円の黒字となっております。また、前年度繰越金及び基金繰入金並びに基金積立金を除いた実質単年度収支では、5,510万9千円の赤字となっております。

前年度と対比すると、歳入で6,636万5千円、歳出では3,823万7千円と、それぞれ減少しており、特に保険給付費が5,642万1千円と大幅に減少しております。

なお、科目別の決算状況は、次の表のようになっております。

4ページをお願いいたします。

過去4か年の各年度別の決算状況であります。

被保険者数につきましては年々減少しており、令和4年度と令和5年度では65人が減少しております。歳入から歳出の差引では各年度とも黒字決算となっております。

3、令和6年度の運営状況について。

(1) 令和6年度の予算状況についてですが、令和6年度予算額と令和5年度の決算額との比較では、歳出において保険給付費が1億1,927万7千円と大幅な増加となっており、それに伴い歳入の道支出金が1億1,614万8千円増加しております。

なお、予算状況は次の表のようになっております。

5ページをお願いいたします。

4、国民健康保険事業費納付金について。

国民健康保険事業費納付金の状況ですが、令和6年度は1億2,548万円で、その支払財源となる国保税や国等からの交付金等については、1億2,729万1千円を見込んでおり、現段階で181万1千円の余剰金を見込んでおります。

また、年度別の納付金の推移は次の表のようになっており、現段階での国保連合会の試算では、令和12年度においては1億3,970万円の見込みとなっております。

また、年度別の納付金の推移については、令和3年度から掲載しておりますが1億3,500万円前後で推移しております。

5、福島町国民健康保険事業基金について。

基金については、令和5年度決算において2,700万円を取り崩しをしておりますが、令和6年度予算では3,894万円を積み立てる計画としており、令和6年度末残高は1億6,544万6千円を見込んでおります。

なお、令和7年度以後についても税率を改正してまいります。想定していた課税所得が減少するなどした場合、国保税に不足が生じることから基金を取り崩して対応することといたします。

6ページをお願いいたします。

基金残高の推移につきましては、表のとおりとなっております。

6、令和7年度に向けての国民健康保険税率改正について。

国保の全道広域化は、令和4年度より平準化がスタートし、第一段階として令和6年度の保険料水準の統一と記載しておりますが、こちらの方を「納付金ベースの統一」に修正をお願いいたします。最終目標として、令和12年度までに全市町村が統一保険税となることから町においては、この作業工程に基づき税率を毎年度見直し改正することとしております。

令和7年度においては、まず令和6年度の標準税率と同じ水準とする改正を予定しております。

なお、詳細については、別添資料のとおりとなっております。

詳細については10ページの資料でご説明しますので、10ページをお開き願います。

資料1、新税率の算定について。

①の令和6年度標準税率と同じ水準に改正を予定してございます。

医療分につきましては所得割7.9パーセント、均等割2万5,395円、平等割が2万5,702円。支援金等分は所得割2.72パーセント、均等割9,142円、平等割9,252円。介護分は所得割が2.0パーセント、均等割が9,056円、平等割が7,205円でございます。

②の令和6年度の現行税率と①と②を比較したものが③でございます。

11ページをお願いいたします。

資料2、令和7年度国民健康保険税率改正による影響額でございます。

令和7年度改正による影響額を試算したものであります。

ケース①は所得なし、1人世帯で7割軽減後の税額では年間1,606円増額となる予定です。

ケース②は所得なし、2人世帯では年間2,174円の増となる見込みです。

ケース③からケース⑤では、世帯構成が1人から4人の所得が100万円、250万円、500万円の場合となっております。

それでは、6ページにお戻りください。

(1) 令和7年度改正税率でございます。

表は先ほど資料で説明したものを表にしてございます。

括弧が令和6年度の税率で、増減額をプラスした表示をしてございます。今後、今回は道から示されたものがあつたんですけども、今回はそれがちょっと資料作成するのに間に合わなくて、今回につきましては令和6年度の標準税率に近づける形で改正をしております。

今後、北海道から令和7年度の算定結果1月くらいに示されるんですけども、そちらでシミュレーションして税率改正を今回出た数字と比較しながら、その辺は税制改正する際には3月定例会までに最終的な改正案を示すこととなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

(2) 今後のスケジュールについて。

令和7年度の保険税率の改正に向けたスケジュールについては、次のように予定しております。

令和7年2月に国民健康保険運営協議会への諮問、答申。3月開催の定例会3月会議に条例改正案を上程するものであります。4月に国保加入世帯に改正のお知らせを送付するとともに、4月か5月の町広報に掲載し周知を図る予定となっております。6月には新税率による賦課を開始という流れになってございます。

次に、7点目のその他の条例改正予定でございます。

国民健康保険における条例の改正を予定しているものは次のとおりです。

(1) 被保険者証廃止に伴う国民健康保険条例改正（令和6年11月会議上程）をいたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

①改正の内容（第12条、第13条）。

被保険者証廃止による返還の規定の削除でございます。

過料の額を2万円以下から10万円以下に改正するものでございます。この額につきましては、20年以上前に10万円に改正となっておりますが、当町においては改正されていなかったため、今回そちらの方を併せて改正することといたします。今後このようなことがないように、注意してまいります。

②条例改正案につきましては、8ページから9ページに登載しておりますので、後ほどご確認願います。

最後に、(2) 課税限度額の改正（令和7年3月会議上程予定）でございます。

国では、社会保障審議会医療保険部会において、令和7年度より課税限度額の引き上げを検討しており、現行よりも3万円引き上げ109万円とする案が示されております。

なお、引き上げについては、基礎課税分を1万円引き上げ66万円、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げ、26万円とし、介護保険納付金分は据え置く見込みであります。

以上で、資料の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（佐藤孝男）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

4ページの実質単年度収支について教えていただきたいんですけども、これは実質単年度収支は、前年

度繰越金、基金繰入金、基金積立金、を除いた額となっておりますけども、実際に実質的な赤字の金額と
いうのはあるんですか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

通常、この自治体の会計というのは歳入歳出から差し引いたのが単純な実質収支、歳入歳出から翌年度
へ繰り越す財源を抜いたのが、単純に差し引きしたのが実質収支という風に申し上げます。

それで、次にその単年度収支というのがありますけど、これは前年度繰越金が当該年度に入っています
ので、その繰越金を引いたのが単年度収支ということになります。

それで、平沼委員お聞きの実質単年度収支というのは、さらにそこから積立金を積んだりします。それ
は余裕があって積み立てているので、それはプラスされます。さっきの単年度収支にプラスされて、さら
に今度、基金から繰り入れるその年度に足りなくて繰り入れたりするその分は引きますので、最後にそれを
やったのが実質単年度収支ということで単純な差し引きは黒字ですけども、繰越金を抜いた単年度でも若
干の赤字。さらに、積立金と基金からの繰入金を抜いたこれが俗に言う最終的な実質単年度収支というの
が最終的な赤か黒かという風に判断するんです。だから、5年度でいうと実質単年度収支は5, 500の
赤字というような形で、それが3段階くらいで収支というのは報告することになっています。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

わかったようで分かんないような感じなので、もし出来れば詳しい資料というのはこれに添付してもら
えればなと思います。

あとは国民健康保険、社会保険と違ってあれなんですけども、今言う非正規社員と、それから何も仕事
をしていない人の割合というのは、この令和5年度でいくと984人の中に何割ぐらい福島町はおられる
んですか。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

すみません、今資料を持ち合わせていないので、あとでご回答したいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

ほかにありませんか。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

6ページの6の部分で、令和6年度に保険料水準の統一の部分で「納付金ベース」ということですが、
ここの部分をもう一回説明してください。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

先ほどの納付金ベースの統一と保険料水準の統一ということでお話ししたんですけども、納付金ベース
の統一というのは国保事業費の納付金の算定上、市町村の医療水準の差を反映しないということで全道で
国保事業納付金の配分基準が統一されているというような内容となっております。

保険料水準の統一というのは、市町村が定める保険料率が道の示す統一保険料と同一となることをもっ
ての保険料水準の統一という内容となっております。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

それと先ほどの10ページの部分の新税率の算定ということで、たぶん①が令和6年度標準税率という
ことなんですけど、この分は7年度に向けての税率ということでもいいのか。何か課長の説明ではこの後も

う一回最終的な調整をして新年度予算に向けて対応するという事なので、その辺含めて何かこの段階で説明しないで、あとはページ戻って4ページの段階でその辺の話をしたんだと思うんですけども、そこをもう一回詳しく経過、流れといいますか、今までもそうだったのかなという風に思うんですけども、何か課長の説明では分かりづらい部分なので、これは去年の資料なんかを見ても同じような形で、次年度の標準税率みたいな書き方をしているんですけども、今回二段階で来年度予算に向けて対応するという事のように聞こえるのですが、その確認をします。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

この資料を作成する際に、本来であれば道からの示されたものが来るんですけども、それがちょっと来るのが間に合わなくて、今回、令和6年度の道で示した標準税率それと現行の今現在の福島町の税率との差がまずありますので、そちらをちょっと是正したいということで、今回6年度の標準税率から町の税率の差分を今回7年度の標準税率のパーセントと金額としております。

道の方から示されて来るものが仮算定という部分があるんですけども、そちらの方がこの間出たばかりで本算定が1月に示されるんですけども、そちらの本算定の金額と今回こちらでお示しました数字と比較して、そちらで7年度の算定額の方に合わせるかどうかちょっとその辺を検討して、あと、2月に国民健康保険の運営協議会等でもこの辺を答申いたしまして、令和7年の3月定例会に向けて条例改正をしていきたいという風なことで考えてございます。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

あと、この後の意見交換の中でももう一回やりますけども、これはまさか6年度の分を今回示した率で、もう一回賦課するという事なんですか、この差額を。何かちょっと……………。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

ちょっと課長の説明分かりづらくてすみません。

昨年の常任委員会、今頃同じくらいにやっていたんですけども、去年はさっき言った6年度に向けた仮算定の数値というのが貰えてですね、議長言うように資料の中に6年度の標準税率仮算定というのを頭に置いていたんですね。その、当時は少しずつ徐々に上げるということで半分の2分の1を足したのが結局、令和6の現行の税率になっているんですけど、今回もそれしきやろうとしたんですけど、私も聞いたら道の方からその数値がこの常任委員会の発送まで間に合わなかったと。それで、つい発送後に来て、それで本来であればそれで7の仮算定の数値というのが出るんですけども、それを基にしてどこまで近づけるかというのやるんですけど、ただ、去年もそうでしたけども結果的に1月の末に最終的な本算定の数値出てくると、うちは2分の1で計算してましたのでそれ以下にはなるんですけど、やはりズレがあると。

それで、今回私もちょっと資料を見て、単純に現在の6の標準税率を、とりあえず7の税率に当てはめて計算しているということで、大変申し訳ないですけども、本算定の数値が出た段階で、再度、この6の数値よりあまりにも開いているようであれば検討しなければならないし、2分の1以内だったらいいのかという簡単にはいきませんが、その辺ももう一度議会の方にもお示して、もちろんそのあと運協なり住民説明会なり広報という流れにはなると思います。そんな感じです。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

ですからこの資料の作り方が、今、副町長の説明でこれはあくまでも令和7年度に向けてということで書けばいいのではないですか。それで、課長、意見交換に多少なってしまうことを了承してもらいたいですけども、やっぱり課長この段階でちゃんとその辺を説明しなきゃいけないと思うんです。それをしていないという事をまずちゃんとしなきゃ駄目だということを指摘しておきます。

それから、5ページで6年度の納付金の関係の算定根拠が真ん中に出ていますよね。この数字が1億2、

548万となっているんですよ。前のページの4ページの歳出の納付金の部分1億2,549万円と。1万の違いよりないんですよ。私も実際に連合の方で出している算定根拠の資料、各町村ごとの納付金の一覧表も出ている資料を毎年私も見るようにしているので確認しましたら、やはり1億2,548万となっているんですよ。

何で、1万の違いですけども、5ページの算定の数字まで乗せてまでして何でこういうことになるのか。当初予算の段階で何かその辺の違いが出てくるものなのかどうか、それをしっかり説明してください。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

こちら側の納付金の関係につきましては、9月の議会で道から1億2,548万円と数字が来たので、本来この分に見合うような形で減額すればよかったんですけども、1万円をちょっと間違っただけ減額してしまったというのが要因となっております。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

あと、今回の今年度の決算の状況を見ると実質単年度収支で5,510万9千円の赤字なわけですよ。そういう内容の出だしの文章がそういう感じに、基本的に言うと、前段の部分について何が要因かということが一言も書いていない。ただ、歳入と歳出が減少しましたと。それで、特に保険給付金が5,642万1千円を大幅に減少しているというだけで、何で5,510万9千円単年度収支でなったかという要因のことを一言も書いていないというのは、おかしいのではないですか。要因は何だったと捉えているのか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

この点につきましては、確かにこれまで実質単年度収支が赤になっていない状態で、今回大きく5,500万という風にこれは間違いなく目立ちますので、私の方もちょっと調べたんですけども、まずは3ページの4年度の諸収入というところに2,768万5千円入っております。これは平成30年に交通事故がありまして、その第三者行為の保険金が確定して令和4年度末に入ってきております。

それで、これは5年度で返さなければならない金額になりますので、それで5年度の歳出の諸支出金というところに4,535万1千円、この2,768万5千円は繰越金の中に入っております。

それで、繰越金3,689万の中に入っていて、諸支出金で2,760何万を支出しています。まずこの分はちょっと5年度に賦課かかっているというのがまず2,700万。それから諸支出金、その2,700万引いてもあと1,800万残ります。この1,800万というのが令和2年度3年度に入ってきたコロナ交付金の精算で国と道にそれを返還金だそうです。その分あって約4,500万。それにしても1千万近い実質収支の赤字は出ているということですけど、大きくはまずそこが1点という風になります。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

6ページに改正税率の関係が出てはいるんですけども、応能・応益のこの比較というのが分からないんですよ。これは所得割の方は出てあれなんですけど、応能・応益の比率はどういう状況になりますか。

○委員長（佐藤孝男）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時36分）

（再開 10時40分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

応能・応益の割合については、後ほどお知らせいたします。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

委員外議員の熊野議員、ありませんか。

（「ないです」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に説明員との意見交換を行います。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

先ほどは非正規職員と何も仕事をしていない方と、質問をしてあとで答弁しますという内容だったんですけども、加えて、国民健康保険の利用者の平均年齢というのも一緒に調べていくべきかなと、このように思います。

なぜ、その区別を内容的なものを詳細に調べていくということで、その中で、高額療養費それから疾病と言うんですか、それと医療助成費の割合というのも調べて行けば、それなりに国民健康保険を利用されている方々の当町の実態というのが出てくると思うんですよね。

それをどのように利用していくか。今までそういうデータを作ったことがあるのか、ないのか。そのデータを作る必要がないのか。あくまでも道と言われるがままの保険金を納めるのかという考えの中で、どのようにお考えですか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

基本的に国保の被保険者というのは、特に第一次産業、農・水とか漁師の方・農家の方とか、我々のようなサラリーマンだとか会社勤めの方は社会保険なり共済入っています。それで今おっしゃるように確かに非正規パートだったりあるいは無職の方、それから60過ぎて年金生活の方というのはおそらく国保というのは多いんだと思います。それは平沼委員言うように、こちらでちゃんと事務局の方で捉えていない数字ですので、それで今言ったようにその年代がこれから5年10年先どういう風になっていくのか、福島町はどういう風になっていくのかというのは勿論考えながら統一に向けたその保険料の考え方とも考えていかなきゃいけないと思います。

基本的には小さいお子さんから国保の人もいるかもしれませんが、若いところは大体何がしら働いて社会保険なり入っています。上は75歳になると後期高齢に移っていきますので、この幅の中で980人くらいの方がいますので、その分析ですね、今言ったように平均年齢だとか、そして、高額療養費だとか大きな医療費掛かる方がいるのかどうかというのも、それによって毎年の医療費も変わってきますので、そういう風なデータの必要性はあると思っております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

ということは、今までそういうことはしていなかったということですか。

何をもって、その長期的な予算というか計画というか、そういうのを作っておられたのかという疑問が出るんですよね。

ましてや、ここ2、3年のコロナでの対応というのは急に降って湧いたような医療費になるわけじゃないですか。そういうリスクも背負いながら、やはりこういうデータ管理というのはしていかなきゃなんないと思うんですけども、少しそういう危機感というのが足りないような気がするんですけど、どうお考え

ですか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

実は私も役場入ったとき国保係で、昭和の時代ですけども、その後ももう一回国保係やっています、通算6年、平成の頭くらいでしたけども今から30年も前、まだレセプトも紙で役場に届くような時代でしたけども、その中でもちょっと今制度が変わったにして、疾病分類だとか、それから年齢毎の疾病とかというのはこれは今でもおそらく勿論今はきっとデータで出てくるはずなので、それでそのようなデータを持っていると思います。それをちゃんと分析していかなきゃいけないと思いますので、何も無いわけではないと思いますし、今は国保連合会の方からそういう疾病が全部デジタルで来ていますので、ある程度分類はできると思います。

ただ、委員おっしゃるような将来に向けて細かいデータ分析というのをしているかどうかというのは、ちょっと微妙ですけども一応データはあるということです。

○委員長（佐藤孝男）

吉澤福祉課長補佐。

○福祉課長補佐（吉澤裕治）

国民健康保険データヘルス計画というのを策定しております、国保加入者の構成だとか医療費の分析等しております。それで先ほどちょっと答えておりませんでした、ちょっと古いんですが、令和4年度の国保加入者の構成ですが、ゼロ歳から39歳で133人、割合で言いますと12.9パーセント、40歳から64歳で313人で30.4パーセント、65歳から74歳で583人、56.7パーセント。ということで、これを大きな分析しますと国保の加入者は年々減少しておりますが、当町においては前期高齢者の割合が高いということで高齢化が進行しているということが世帯構成の方からは分析しております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

年齢構成からいくと当然そういう風になってきますよね。入口が少なくなって出口がだんだん多くなっていくわけですから、後期高齢者の方に移行していくということになってくるとは思いますけども、その例えば65歳から74歳の583人で全体の5割以上を超えているというなかで、じゃあその中で高額療養費なりそれから疾病、それから医療費の掛かり具合とかというものをそこまで調べて、どう分析していくのか。はたまた、そのゼロ歳から39歳、40歳から64歳までの方々の状況はどうなのかということまでいかないと、ただこれは誰見てもわかる、ただの人数だけの話しであって何人ついているよというだけの話しであって、じゃあ全国平均と比べてどうなんだということなんですね。大体、全国平均で51.9パーセントくらいだったと思うんですよね。この国保の加入者の平均年齢がね。

それに比べて当町はどうなんだということなので、この数字計算すれば分かると思いますけども、そもそも町民の方々にしてみると、令和7年度に国民健康保険がなぜ上がるんだと、どのくらい上がるんだと。我々の負担がどのくらいになるんだというのが明確に示さなきゃならないわけですよ。その裏付けとして、やはりこういう数字的なものというのは理解しやすい形の資料になると思うんですよね。そこら辺を本当にこの資料だけだと、ただ数字が乗っていて、こうなんですと言われると「そうなんですか」と言うしかないですよ。なぜ、この数字が出てきているのかというのが訳わからない。

だから、そこら辺もうちょっと詳しい資料がもしあるのであれば、今後の委員会で出してもらえればなとは思っています。我々も町民に聞かれて説明しなきゃなんないわけでしょ、聞かれた時は。役場に言ってくださいとはすぐ言えないわけですから、だからそこら辺ご理解いただいて詳しい資料いただきたいなと思いますし、詳しい資料も作っていかなきゃなんないこのように思いますけども、どうですか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

確かに一番は町民の負担税が毎年上がっていくというのは出来れば避けたいところですけども、医療費

というのは福島町はこれまでも言ってきたと思いますけども、全道の中でも上か下かと言えば平均よりちょっと上の方で高いですけど、今は広域化に向けて決算にもあるように医療費はある程度平等にというか、その分、道支出金入ってきてそれで今まわしているんで、町の独自の負担というのが無いから医療費の高い町は今ちょっと得して、医療費の掛からないところは少し余計に負担しているようなイメージで統一に向かっているようなところもあるんですね。だから不満のあるところもあるかもしれないし、多分うちも出来れば医療費を抑えるために健康でいてほしいということで特定健診の推進とか色々ありますけど、ただ、世の中は医療費の医療診療報酬の点数だとか薬価基準単価というのは人件費の高騰だとか材料費高騰、物価とかと一緒にどうしてもそっちがまず上がってってしまうんですね。診療報酬の点数と薬価基準というのは少しずつですけど上がるので、それに対応して保険料も自然にというか医療費が自動的に上がってきますので、ただ、これが北海道全体で病院にかかる人が少なければ、例えば点数が上がっても負担する医療費の分は減ってきますのであれですけども、とにかく税金が何故上がっていくかとかと言われると、掛かるものの経費の方が右肩上がりであるという部分もあるんです。どうしてもそこが上がってしまうと自然と医療費の全体枠が上がっていきましますし、あと、高齢化によって後期高齢者が増えると、今度、後期高齢者の支援分というのも今回また2万円上がってますけど、各保険者、国保だけじゃなくて社会保険の方でも支援金出してますので、そういう部分も上がってきていると。

いずれにしてもその上り幅を少しずつ抑えられれば理想ですので、新たな標準税率示された時に再度ちょっと検討しなきゃいけないのかなと思っています。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

今はこの物価高で経常経費は上がるのは当たり前の話ですよ。当たり前と言っちゃなんですけど、それはもう念頭に入れておかなきゃなんないものだと思います。

私の言いたいのは、福島町で色々な健康づくりのことやっていますよ。ガンなんかには負けない条例とか、それをただやみくもに国保の方々のその年齢からそれから病気に罹る状態からその病気の状況から、それを理解しないで、ただやみくもに色々なガンなんかには負けないとかそういう検診とかって、ただやみくもに矢を打つよりも、やはり内容をしっかり熟知したなかでピンポイントで医療費抑制ということを検討していかなきゃなんないじゃないですかと言っているんです。

色々なものが上がってくる、それを底上げしているというのはこれは今のご時世としては仕方がないかもしれませんが、そこら辺を理解していかないと、片方では色々な健康づくりみたいなことはやるけれども、なんか的外れのような対応になってくるんじゃないですかということなんです。

ですから、もっと内容を熟知した方が私はこれからの国民健康保険なり何なりの、何なりと言えればあれですけど、国民健康保険の状況というのは改善されていくんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

おっしゃるとおり1つの町が、うちの町だけがとは言わず、うちの町だけでも先ずやれば、特定健診でもそれから色々な運動教室でもやって、健康な住民が増えていけばですね、これを全道どこの町も、強いては全国どこの町もやれば医療費は下がるし、それによって税率も据え置かれたり下がったりしますので、その辺は今後も健康増進の方策は取り組んでいかなきゃいけないのかなと思っています。

○委員長（佐藤孝男）

暫時休憩いたします。

(休憩 10時57分)

(再開 11時08分)

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの質問に対して、佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

まず、応能・応益の関係ですけれども、6年度の数字しか取り寄せていないので、6年度の基礎賦課額分につきましては応能が54.2パーセント、応益が45.8パーセントという状況になっております。

あと、職業別の関係は、国保につきましては自営業者だとかが多いですけれども、その辺の関係はちょっと今、資料を取り寄せていませんので、後ほど調べましてお知らせしたいと思いますので、よろしく願いします。

すみません。そこまで分析の方をですね、税の方でもしていないということなので、ちょっと分析は厳しいのかなということで考えていましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

今、課長の方で応能・応益の6年度の分ということなんですけれども、言っているのは7年の改正に向けての対応の話をしているわけで、これは言った数字は前の段階で言われた数字だと思いますので、基本的に税率改正含めて対応する際には、先ほど言ったように、例えば現況の状況に合わせた背景に基づいて改正した場合はこのぐらいになりますぐらいのことは、そのぐらいの意識を持って事務にあたらなくてどうするのかという風な話ですよ。

最初に言ったように、赤字の要因の分析も副町長の方から言われて初めて、ただ、5,510万9千円の内、副町長が言ったような部分も引いたとしても赤字、実質単年度収支は赤字なわけですよ。これがこうずっと見て行くと、令和2年からずっとそういう状況、収支の赤字は今回初めてですよ。ですから、実質これ例えば去年の分と合わせてやると、このギャップが単純にいくと7千なんぼのギャップがあるということですよ。それぐらいの会計をした要因をきちっと分析しないで今後の対応をどうするのかということなんですよ。

ますますこういう状況、会計的には私は大変厳しくなるのではないかなと思います。これはもう何点かは副町長の方から言われたように、当然その医療費の高騰はあるでしょう。それから、人口構成含めた状況の中では高齢者が多くなるとしてまた治療費が高くなっていくという背景は、これは大体どこの自治体も同じような状況だという風に思うんですけども、そのなかで、さらにどういう内容をきちっと分析していかなくや私は大変厳しいものになってくるんだと思います。

確かに1億くらいの基金もまだあるんでしょうけども、このままの状況でいくと私はそういう事も懸念するし、単純に6年度の決算の段階で、予定どおりこういう形になるのかどうなのか。基金を若干でも積立するという予算になっているわけですよ。その状況も現況は私も今回の資料で分からないわけですから、どういう状況になっているかも心配になりますので、その辺も指摘をしておきたいと思います。

それと、1点過去に私も何度か国保こだわって議会の対応をして、要は病院側の対応の部分でのレセプトの点検というのを重視してその都度お話しをしてきたんですが、最近あまり福島の議会と言いますか、の部分の中ではどう対応しているかということも聞いたこともなかったんですけども、依然としてやはりレセプトの点検を町の方で対応する点検はしているということでもいいですか。その効果はどういう状況になっているかも聞かせてもらえればと思います。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

レセプト点検につきましては業者に委託してやっている状況でございます。その結果に基づいて、医療費がどれくらい掛かっているとかそういう状況を把握している状況でございます。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

それを聞いているんですよ。業者に委託していると、以前は女性の方を使って対応してほしいという。それを委託業者のとおりやっている。その経費と委託料と効果ですよ。それはどういう状況なんですか。把握しているということですから、どういう状況ですか。

○委員長（佐藤孝男）

尾崎国民健康保険係長。

○福祉課国民健康保険係長（尾崎司宙）

レセプト点検に掛かる外部委託料については年間約60万程度業者の方にお支払いしております、細かい効果の返戻によって、どれだけ医療費が戻ってきたかの数字はちょっと現状手元にはない状態ではありましたが、少なくとも60万以上は返ってきております。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

今までの経過も含めても現状把握の仕方が私はちょっと甘いという風に思いますよ。60万を超えているからいいということではなくて、どのくらいそこで効果が出ているかももちろん把握して対応していかなくちゃいけないという風に思いますので、その辺も指摘をしておきます。

それと、これもちょっと副町長の方から話しがあったんですが、医療費と保険税の増加を抑えていくためにどうしたらいいかと。これは本当に各自治体が苦勞している部分なんですけども、その部分の中でやはり健康な形になれば、その分だけ医療費が少なくなるわけですね。その事前の予防として特定健診の形があるわけですよ。

これはある自治体の資料をデータで調べたんですけども、特定健診を受けた方の医療費の使い方、あるいは全くその特定健診を受けない方の医療費の関係をデータで調査して対応した自治体の事例が出てきているわけですよ。あきらかにやはりその特定健診をきちっと受けたケースの方が大体50パーセント近く医療費が減少するという状況が明確にそれが出てきているんですね。

ですから、町の方も当然その特定健診の関係で対応しているということなんですけども、そこまで分析をしなければならぬほど大変厳しい国保会計の方の状況があるということ、私は自覚をしていかなきゃいけないだと思います。色々対策を講ずる、その対策によってどのくらい成果があるか、先ほどのレセプトの部分も同じようなことになるんですけども、そういった部分の捉え方をしていかなきゃいけないと思いますし、特定健診をすることによって重症化する前段で対応できるということですよ。そこでチェックすることによって、当然早い段階で軽い段階で治療をすることによって経費を節減できるということになるわけですから、その辺の状況も含めて私はもっと今回の委員会の状況を見ても、課長含めて真剣に対応していかなきゃいけないと思います。

広域連合になるから、全部その連合会任せにして、連合会の方から来た内容に沿ってただそれに従って対応するというのでいいんだということではないと、各自治体がそれぞれが工夫して、それぞれの自治体の現況に合わせて手当てをする努力する。それが欠かせない事だと思いますので、その辺を指摘しておきたいと思いますが如何ですか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

議長おっしゃるように、毎年、健診受診率の向上ということで町では目標を掲げてやってきていますけども、結果的に受診率はそう伸びていないような状況にあります。

それで、おっしゃるように今までと同じことをしていても変わらないんだろうなと思いますので、担当の方も色々考えているようなんですけども、今は色々な技術が発達して、例えば尿でとか、あるいは血液で色々な病気が分かるとか、そういう取り組みを進めている町もありますし、新たなちょっと時代にあった健診あるいは検査の仕方を導入するとか、少し福祉の方でもそういうところも研究して取り入れていかなきゃいけないのかなと思います。

あとは議長言うように、病気の指導とかこれはレセプトもしかり特定健診もしかり、その中で例えば糖尿病だとか高血圧とか指摘された方に対しての指導とかもピンポイントでやっていけるのかなと。少しやり方を変えないと受診率も伸びないし、病気も防げないんじゃないかなと思いますので、ちょっとその辺はまた見直ししながら健康増進の取り組みを進めてまいりたいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

これは生活習慣病の対応ということで特定健診が非常に重要視されているんですけども、町の方も関連としては当然その担当課もあるでしょうし、それから保健師さんもおられる。あるいは町立の病院も診療所もあるわけですから、そこと連携をして対応するというのを考えていかなきゃないんだという風に思うんですね。

色々診療所の関係の話しも聞くんですが、なかなか理解されているような状況でもないような気がします。その辺も含めて特定健診をベースにした対応を、あるいはその介護を含めた対応含めて診療所の方と、あるいは保健師の連携を含めてもう一回、医療費の保険税の増加を抑えていくためにどうしなきゃいかを参考事例も結構各自治体で色んな取り組みをしている事例もありますので、そういったものを参考にしながら福島町に合った対策を講ずることをお願いをして終わりたいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

ありがとうございます。

令和12年度に向けて、この国保の広域化というのが統一されますけども、それに向けても尚、今議長おっしゃったような各町の取り組みが重要になってくると思います。特にうちは町立診療所もあって、そこと協力体制をもう少し構築して、あと介護事業所もありますし、そして役場の福祉課・保健師さんとも連携して、健康増進取り組みに取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

委員外議員ありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ないようですので、以上で、調査事件9 国民健康保険事業の運営についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の方は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

○委員長（佐藤孝男）

それでは、調査事件9 国民健康保険事業の運営についての本委員会の意見の取りまとめを行います。暫時休憩いたします。

（休憩 11時25分）

（再開 11時30分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、休憩中の論点・争点の整理を基に、問題点やその対応策などの討議や意見交換を行いました。そのなかで、ただいま申し上げましたとおりでありますので、ほかになければ委員長に一任願いたいと思いますが。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件9 国民健康保険事業の運営についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ご異議なしと認め、調査事件9 国民健康保険事業の運営についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、3のその他について、何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○**委員長(佐藤孝男)**

ないようですので、以上で、本日の案件の調査はすべて終了いたしました。

これをもちまして、経済福祉常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(閉会 11時31分)

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

経済福祉常任委員会委員長 佐藤孝男